

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県総社市教育委員会

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、小学校就学前子どもの子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業に関する次の事務を行う。 ①保育所等の利用調整に関する事務 ②子どものための教育・保育給付の支給認定及び給付費の支給に関する事務 ③子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の決定及び収納に関する事務 ④副食費の徴収免除の決定及び収納に関する事務 ⑤子育てのための施設等利用給付の支給認定及び給付費の支給に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業のうち、地域子育て支援事業及び一時預かりに関する事務 上記事務のうち、次の事務について特定個人情報ファイルを使用する。 ③子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の決定に関する事務 ④副食費の徴収免除の決定に関する事務 ⑤子育てのための施設等利用給付の支給認定及び給付費の支給に関する事務
③システムの名称	子ども子育てシステム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、住民記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル、住民票情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会子ども夢づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 教育委員会子ども夢づくり課 (TEL.0866-92-8265)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1万人以上10万人未満] 令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの取得に際しては、必ず窓口で本人からの取得を徹底している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し次のような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定教育・保育を提供する施設にマイナンバーが知られないよう、申請書とは別に個人番号提供書を設けている。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含むファイルは外部記憶媒体に保存しないことを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックしている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>
判断の根拠	本市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報提供又は照会を行うことができる環境、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限が実施されており、当該事務に必要な情報情報の取得が行われないよう措置が講じられていることから、情報ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「IVリスク対策」の追加	-	-	事後	様式変更による
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法令19条第7項	番号法令19条第8号	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	表紙 評価書名	保育所利用料等関係事務 基礎項目評価書	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	事務の内容を明確にしたもので重要な変更にあたらない
令和7年8月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	総社市は、保育所利用料等関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、……	総社市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、……	事後	評価書名の変更に伴うもので重要な変更にあたらない
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	子ども・子育て支援法による保育所利用料等関係事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	評価書名の変更に伴うもので重要な変更にあたらない
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園・退園に関する支給認定者の管理、利用負担の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する事務 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、小学校就学前子どもの子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業に関する次の事務を行う。 ①保育所等の利用調整に関する事務 ②子どものための教育・保育給付の支給認定及び給付費の支給に関する事務 ③子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の決定及び収納に関する事務 ④副食費の徴収免除の決定及び収納に関する事務 ⑤子育てのための施設等利用給付の支給認定及び給付費の支給に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業のうち、地域子育て支援事業及び一時預かりに関する事務 上記事務のうち、次の事務について特定個人情報ファイルを使用する。 ③子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の決定に関する事務 ④副食費の徴収免除の決定に関する事務 ⑤子育てのための施設等利用給付の支給認定及び給付費の支給に関する事務	事後	事務の内容を明確にしたもので重要な変更にあたらない
令和7年8月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条および別表第一第94項	番号法第9条および別表第127項	事後	法改正による
令和7年8月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第二第116項、および情報提供者が市町村長となる子ども・子育て支援法による保育所利用料等関係情報各項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事後	法改正及び内容の精査による
令和7年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係	総務部総務課	事後	機構改革による
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満 令和3年8月1日時点	1万人以上10万人未満 令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な情報の提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	接続しない(提供)	事後	当初から情報提供する事務はなく、重要な変更にあたらない
令和7年8月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	-	事後	様式変更による新設項目
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	-	-	事後	様式変更による新設項目